

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	下水道使用料の徴収	
根拠条例等・条項	堺市下水道条例第17条、第18条、第20条及び第22条第1項第2号、第3号、第4号	
所 管 課	サービス推進 部 給排水設備課	
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない 1 使用者又は総代人から使用料を徴収する。 2 排除した汚水の量に応じ、使用期間 1 か月につき、別表に定めるところにより算定した額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額とする。 3 1 か月を超える期間により汚水の量を算定する場合は、当該期間における各月に排除された汚水の量は、均等とみなして前項の規定を適用する。 4 使用料を徴収する場合において、徴収すべき使用料の合計額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。 5 使用料は、2 か月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、1 か月ごとに、又は随時に徴収することができる。 6 使用料の算定及び徴収の方法については、堺市水道事業給水条例（昭和 3 3 年条例第 1 3 号）に基づく水道料金の算定及び徴収の方法の例による。 7 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。 1) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量に基づき、使用者の態様を勘案して管理者が認定する。 2) 水道水と水道水以外の水とをあわせて使用した場合は、前 1) の規定により算定した汚水の量の合計とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りではない。 3) 水道の使用水量又は水道水以外の水の使用水量が、公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合は、管理者は、前 2) の規定にかかわらず、使用者の申告に基づいて、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	行政手続法第13条第2項第4号に規定する「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の給付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	